

特定非営利活動法人
Rights
2006年度臨時總會
決定集

- | | |
|----------|--|
| 第1号議案の対案 | 会費の額変更
2006年度事業計画変更
2006年度収支予算変更 |
| 第2号議案の対案 | 役員候補選挙規則変更 |
| 第3号議案の対案 | 2006年度役員変更 |

日時 2006年11月19日（日）15：00～20：00
場所 特定非営利活動法人Rights事務所
（みなとNPOハウス4F）

会費の額（変更）

特定非営利活動法人Rights

年会費を定款第8条の規定に基づき次に掲げる額に変更する。

なお本年度会費納入済の29歳以下の正会員からは本年度の年会費を追加徴収しない。

(1) 正会員 会費 未成年（20代学生を含む）：1,000円
成人（20代学生をのぞく）：3,000円

(2) 賛助会員 会費 1口10,000円

理由：会員構成が10代・20代（学生）中心から20代・30代（社会人）中心に変化した実態を考慮したため。

2006年度事業計画（変更）

(2006年11月19日～2007年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 事業実施の方針

1. 現状認識

Rightsは結成から6年がすぎました。任意団体結成時の趣意書<資料①>やNPO法人設立趣旨書<資料②>で、選挙権年齢の引き下げをつうじて子ども・若者の政治参加をすすめる姿勢を明らかにしています。2000年度から2002年度までの前半3年間は、選挙権年齢引き下げのために、学習会を重ねながら、候補者アンケート（00年）、国会議員シンポジウム（00年）、国会集会（02年）、ブックレット刊行（02年）、国会議員懇談会設立（02年）など、精力的に活動をつづけてきました。

ところが2003年度から今日までの後半3年間は、未成年模擬選挙の実施などによって、国会議員懇談会などの活動が著しく停滞しています。選挙権年齢引き下げを求める活動の担い手不足が理由に挙げられますが、今のRightsメンバーを含めて政治に関心のある若者は選挙運動に参加する機会が多いため、選挙時の模擬選挙を活動の中心にすれば、こうした人材を確保するのは困難と言わざるをえません。

また2005年度からは模擬選挙の実施にあたって特定の政党・政治家からの中立性の確保を理由に、首長・議員や候補者などの理事就任を規制しています。ただNPO法によって規制されているのは「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする」ことや「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする」ことであって、選挙権年齢引き下げを求める活動や首長・議員などの理事就任はこれに反しません。

私たちは、趣旨書や事業計画では、選挙権年齢の引き下げを政治教育とともに活動の中心課題として掲げながら、具体的な活動がともなわない現状に責任を痛感しています。この反省に立って、選挙権年齢引き下げを期待する多くの皆さんの思いに応える活動を再び起こします。

2. 選挙権・被選挙権年齢の引き下げ

（子ども・若者の社会参加・政治参加に関する基盤整備事業）

私たちは意識改革を制度改革の前提条件とはしないとの考えに立って、子ども・若者をはじめ社会が明確な変化を実感できるよう、選挙権・被選挙権年齢の引き下げを実現します。

(1) 国会議員へのロビー活動の再開

①超党派の国会議員懇談会を来年の通常国会で再び強化します。

②与党とくに自民党協力議員のいる首相官邸ルート、民主・公明両党をテコとした憲法改正国民投票法案ルート、自民・民主・公明各党議員や有識者による21世紀臨調の公選法研究会ルートに働きかけます。

③ロビー活動のノウハウを蓄積・共有するためウェブなどで公開します。

(2) 参議院選挙でのキャンペーンの準備

①国会に議席をもつ各政党とくに自民党に対して、来年の参議院選挙の公約に「18歳選挙権の実現」

を盛り込むよう強く働きかけます。

②賛同する議員・候補者リストの公表など参議院選挙でのキャンペーンを準備します。

(3)自治体への働きかけと世論喚起

①「未成年住民投票条例」制定や「選挙権年齢引き下げ意見書」採択を広げるため、自治体首長・議員への働きかけと対話をすすめます。

②ブックレット『16歳選挙権の実現を！』を活用するとともに、著名人による「応援団」を呼びかけるなど世論を喚起します。

3. 政治教育の充実

(子ども・若者の社会参加・政治参加に関する調査研究及び教育研修事業)

選挙権・被選挙権年齢の引き下げとあわせて、政治リテラシー（活用能力）を養成する政治教育の充実や、政治参加をすすめるための条件整備をめざします。

(1)政治教育の調査研究

①政治教育・市民教育などにとりくむ各界の関係者と連携して「政治教育のあり方研究会（仮称）」を設立して、日本における政治教育の現状と課題を整理します。

②国内外の政治教育の実践事例を幅広く収集して共有します。

(2)未成年模擬選挙

これまで各種選挙で蓄積したノウハウを生かして、模擬選挙を実施・サポートする「未成年模擬選挙推進ネットワーク（仮称）」として12月を目途に独立します。

(3)政治体験プログラム

これまでインターンシップやツアーの実施をつうじて蓄積したノウハウを生かして、旅行代理店とタイアップしての修学旅行でのプログラム実現など事業化をめざします。

4. 外部との連携

(子ども・若者の社会参加・政治参加に関する広報及びネットワーキング事業)

(1)ニュース「Rights News」（季刊）の復刊

たとえば『14歳からの政治』を書いた中学生や韓国を参考にした政治家証券市場「ポストダックウォッチジャパン」といった各界のキーパーソンへのインタビューなど、子ども・若者の政治参加をうながす情報媒体にします。

(2)ウェブサイトの一新とメールマガジンの再検討

①ウェブサイトの掲載内容を充実するとともに更新頻度を向上します。

②メールマガジン「Rights Mail News」の掲載内容と発行頻度を再検討します。

(3)会員拡大および会計安定

①活動をすすめるには、その基盤を安定させなければなりません。一時は100名を超えた会員が50名を下回っています。会費額変更をうけて会員規模を100名まで回復します。

②人脈と六本木事務所を活用して月1回の勉強会を行い、のべ100名の参加を見込みます。

5. 事務運営

各事業を支えるための名簿管理、メール・ML管理、文書・ブックレット管理、会計、事務所、法人手続、理事会などを担い、効果的かつ効率的な事務運営体制をつくります。

来年6月の「みなとNPOハウス」閉鎖にともなう事務所移転について検討します。

II 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
1. 基盤整備事業	(1) ロビー活動	通期	国会他	5名	市民一般 100万人	20
	(2) 参院選キャンペーン	通期	国会他	5名	市民一般 100万人	20
	(3) 自治体・世論喚起	通期	自治体他	5名	市民一般 100万人	20
2. 調査研究及び教育研修事業	(1) 政治教育あり方調査研究	通期	事務局	5名	市民一般 1万人	20
	(2) 未成年模擬選挙	随時	学校他	5名	子ども・若者 100万人	100
	(3) 政治体験プログラム	随時	学校・国会他	10名	とくに 子ども・若者 1,000人	1410
3. 広報及びネットワーキング事業	(1) ニュース	季刊	事務局	2名	市民一般 1,000人	30
	(2) ウェブサイト・メールマガジン	通期	事務局	2名	市民一般 1万人	30
	(3) 会員拡大	通期	事務局	5名	市民一般 1,000人	20
	(4) 学習会	随時	東京	5名	とくに 子ども・若者 100人	20
4. 事務運営	名簿、メール・ML管理、 文書・ブックレット管理、 会計、事務所、法人手続、 理事会	通期	事務局	5名	とくに 子ども・若者 1,000人	300

2006年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算（変更）

（2006年4月1日～2007年3月31日）

特定非営利活動法人Rights

I 収入

科目	金額	備考
1. 会費	320,000	
(1) 正会員 未成年（20代学生を含む）	40,000	@1,000×40名
(2) 正会員 成人（20代学生をのぞく）	180,000	@3,000×60名
(3) 賛助会員	100,000	@10,000×10名
2. 寄付金	150,000	
(1) 一般寄付	100,000	
(2) 派遣講師寄付	50,000	
3. 事業収入	441,900	
(1) イベント参加費	402,000	学習会@500×20名×4回 永田町ツアー@500×100名 ユースインターン@13,000×24名
(2) 書籍販売	39,900	ブックレット@798×50冊
4. 助成金	1,080,000	
5. 雑収入	10,000	受取利息等
6. 前年度繰越金	37,943	
総計	2,039,843	

II 支出

科目	金額	備考
1. 経常経費	300,000	
(1) 事務所家賃・光熱費	210,000	
(2) 交通・通信費	60,000	
(3) 印刷費	15,000	
(4) 事務費	15,000	
2. 基盤整備事業費	60,000	
(1) ロビー活動	20,000	
(2) 参院選キャンペーン	20,000	
(3) 自治体・世論喚起	20,000	
3. 調査研究及び教育研修事業費	1,530,000	
(1) 政治教育あり方調査研究	20,000	事例収集・共有等
(2) 未成年模擬選挙	100,000	
(3) 政治体験プログラム	1,410,000	
4. 広報及びネットワーキング事業費	100,000	
(1) ニュース	30,000	@100×150部×2回
(2) ウェブサイト・メールマガジン	30,000	
(3) 会員拡大	20,000	
(4) 学習会	20,000	@5,000×4回
5. 租税公課	30,000	法人住民税・印紙料等
6. 予備費	19,843	
総計	2,039,843	

役員候補選挙規則（変更）

特定非営利活動法人Rights

1. 選挙権・被選挙権

(2)被選挙権は、前年度の正会員でかつ下記の条件を満たした者に保障する。

①公職選挙法に定める「公職」（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長）および「公職の候補者」「公職の候補者となろうとする者」でないこと。

②公職選挙法に定める「公職」および「公職の候補者」「公職の候補者となろうとする者」となった場合あらかじめ理事を退くと表明していること。

⇒下線部を削除

(2)被選挙権は、前年度の正会員に保障する。

理由：子ども・若者の政治参加を求める本来の趣旨に基づき、特別な条件を課すことなく幅広く担い手を確保するため。

2006年度役員（変更）

特定非営利活動法人Rights

代表理事	菅 源太郎	
専務理事	山本 慶彦	
常務理事	大友 新	=代表理事が欠けたとき、その職務を代行する者
理事	小林 庸平 高橋 亮平 常井 健一 西村 高志 林 大介 堀 雄介 宮田 綾子	(2006年12月10日退任)
監事	加藤 義直	

定款第14条第4項にもとづき代表理事が理事を追加委嘱することを承認する。

(任意団体) 趣意書

私たちRights（ライツ）は、若者の政治参加をめざします。

1990年代後半のNPO法や情報公開法の成立には、阪神・淡路大地震や薬害エイズ事件に対する市民の活動が影響を与えました。地球環境や国際協力を含めて、こうした市民活動には多くの10代・20代の若者が参加しています。

同時に、少子高齢化と低成長に加えて逼迫する財政事情による税や社会保険料の重い負担や環境破壊等、日本や地球の未来の責任から逃れられない世代であることも大きな事実です。既成の枠組みにとらわれない形で広がる若者の社会参加を、今こそ政治参加につなげていく必要があります。

選挙権年齢の18歳への引き下げをめざすとともに、さらなる引き下げの議論を起こします。

今日、世界150カ国のうち118カ国（サミット参加8カ国中、日本以外の7カ国すべて）が、18歳で選挙権を認められ、国際的な潮流となっています。選挙権を広く保障することは、選挙での民意が重みを増し、代議制民主主義の根幹をなす選挙自体の信頼性を向上させます。

そういった社会の流れの中で、若者の政治参加への第一歩として、まずは選挙権年齢を20歳から18歳へ引き下げよう求めます。あわせて選挙権の権利性を重視する学説からも、基礎学力が備わる義務教育終了年齢へのさらなる引き下げを議論すべきです。

選挙権を行使する基礎となる政治教育の充実をめざします。

自治省世論調査では、引き下げへの反対理由として「政治について判断する能力がまだ十分でない」がトップです。選挙権年齢を25歳から20歳に引き下げた半世紀前にも知識経験に関して同様の懸念が示されています。

これは、教育基本法に「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」（第8条）と規定されながら、若者が政治に対する知識をつける教育が空洞化している状況に大きな要因があります。高校生の政治活動を禁じた文部省通知の撤廃を含め、若者が政治に参加できる環境をつくるべきです。

被選挙権年齢の引き下げによる成人年齢との一致をめざします。

選挙権が「選ぶ権利」なら被選挙権は「選ばれる権利」であり、単なる権利性だけで年齢を引き下げることはできません。法的に責任のとれる成人年齢と被選挙権年齢の連動させるのが自然です。あわせて民法の成人年齢（20歳）や少年法の少年年齢（20歳未満）を議論します。

2000年5月30日

Rights（ライツ）
代表 大友 新

特定非営利活動法人Rights設立趣旨書

子ども・若者の政治参加をすすめる意識・制度の改革にとりくみます。

私たちは、「未来を長く生きる若者は未来の決定により大きな責任を」との思いから、選挙権年齢の引き下げをつうじた若者の政治参加をめざす活動を、2000年5月から10代・20代で始めました。

それは子ども・若者が、少子高齢化や低成長、財政逼迫による税・社会保険料の重い負担、環境破壊など、未来の責任から逃れられない世代であり、その意見を政治に反映させ、世代間の均衡を保ち、各世代が連帯できる社会をつくる必要があるからです。

実際に、多くの10代・20代が参加した阪神・淡路大地震や薬害エイズ事件に対する市民活動は、1990年代後半のNPO法や情報公開法の成立に大きな影響を与えており、こうした活動は環境保全や国際協力へとその領域を広げています。

子ども・若者の社会的意思決定過程への参加としての政治参加をすすめるために、意識と制度両面から改革にとりくみます。

選挙権・被選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実をめざします。

選挙は最も一般的な政治参加の手段です。政治における決定は選挙権の有無に関わらず、すべての人に影響を及ぼします。その影響をうける、一人ひとりの意思を公平に反映するために、選挙権・被選挙権の幅広い保障が求められます。今日、18歳までに選挙権を保障している国は、世界170カ国中、149カ国(サミット参加8カ国中、日本以外の7カ国すべて)にのぼり、国際的な潮流となっています。私たちは、若者が政治に直接参加できるよう、意識改革だけでなく選挙権・被選挙権年齢の引き下げという制度改革をすみやかに実現します。

同時に、子ども・若者の社会に対する関心を政治参加に結びつけるためには、ポリティカルリテラシー(政治活用能力)の養成が欠かせません。私たちは、現代社会・現代政治に対する実感を与えていない学校における政治教育の充実を求めます。さらに学校外の市民学習で政治的教養が身につくよう、子ども・若者のエンパワメントをサポートしていきます。選挙権年齢の引き下げ自体が、子ども・若者に政治への責任を負わせることになり、政治意識の向上につながります。

活動を充実するために、特定非営利活動法人Rightsを設立します。

今日までの活動によって私たちの主張は理解と共感を広げてきました。今後、さらに子ども・若者の社会的意思決定過程への参加としての政治参加をすすめるために、私たちは、特定非営利活動法人Rightsを設立し、活動の充実をはかります。

2001年9月18日

特定非営利活動法人Rights
設立代表者 菅源太郎